

令和2年度 第43回

定期総会議案書

赤坂台3丁目南自治会

令和 2年度(第43回)役員からのご挨拶

令和2年度、会員各位のご協力頂きましたことを役員一同厚くお礼申し上げます。
今年度はコロナの影響もあり、十分な活動ができておりませんでした。
活動につきましてはその都度回覧にてお知らせした通りです。

令和3年度においても、全会員が地域の住環境を快適に保つため積極的に協力していくことが大切と考えます。
会員皆様のご協力に感謝申し上げ退任の挨拶とさせていただきます。

令和2年度 役員一同

議事内容

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 令和 2年度活動報告の件 |
| 第2号議案 | 令和 2年会計報告及び監査報告の件 |
| 第3号議案 | 令和 3年度役員等選出の件 |
| 第4号議案 | 令和 3年度活動方針の件 |
| 第5号議案 | 令和 3年度会計予算の件 |
| 第6号議案 | 令和 3年度崖面対策の件(別紙) |

第6号議案 崖面对策の件

北側の崖面对策についての現状報告(別紙参照)を踏まえ、以下の承認をお願いします。

承認事項 第1 大阪府への自治会要望書提出(別紙参照)の承認。

要望内容につきましては、崖面急斜地側に面している自治会員(中山、吉田、永田、小崎逸見、坂本、岩田、鏡原、平岡、名越の10軒(敬称略))と協議済。

承認事項 第2 大阪府への折衝窓口として永田 旬人氏の選任

大阪府は自治会の担当窓口の1本化と、その人物が自治会を代表することを求めています。よって、住民が崖地に面している当事者で、前会長の代理として大阪府担当者と面談を重ねた面識があり、上記10軒の自治会員より推挙があった永田 旬人氏の選任を諮ります。

同氏は会員の意見を取り纏め、大阪府への折衝や連絡の役割を担います。

令和3年度 赤坂台3丁目南自治会 崖面对策における経緯報告

・大阪府の現状の対応と方向性

2020年11月

前会長から、自治会の皆様へ配布された11月3日の要望書を大阪府に提出。

しかし、事前に皆さんへ確認した要望の意向ではなく、自治会側は“大阪府の意向に沿うような形で一任する”との旨、伝えられていた。

2020年1月

上記の事は知らず、崖面住民の中で大阪府の動向が気になり前会長に再三掛け合うも11月3日以降回答を待っている状態との返答でした。

2021年2月

前会長があまりに大阪府に対し掛け合ってもらえない状態を受け、建築関係に詳しく今までもご意見やご要望を頂いていた、和歌さんのご協力で堺市の方々と会議をして頂きました。その詳細が和歌さんより配られた資料2/15付けの分になります。その際に今崖面对策をしないと10年程後回しになるなど言われ、反論がなされていない状況になりました。

そんな状況になり崖面住民間ではほとんど諦めていた状況でしたが、永田は諦め切れず今回の件を取り纏めさせて頂きたい旨 皆さんに連絡を取りました。

2021年2月末～3月中

大阪府住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課の木田総括主査と連絡を取り始めました。

その際に話をした内容が下記になります。

- ・入札済→契約も終えている状況
- ・のり枠などその他も検討したが、崖面の木の抜根できない問題がある
- ・施工にあたっては、桜の木を抜根せざるを得ない
- ・赤坂台が先にピックアップされている状況で他からなぜ先に赤坂台をするのかと言われだしている。
- ・道路は市のもので通る人も危ない
- ・安全第一

崖面住民（主に9軒）の方々とお話させてもらい大阪府に対しての要望、方向性

- ・防護柵は反対
- ・防護柵が施工されると、より一層雑草やゴミなどの処理をしなくなる、状態が悪化する
- ・地震や災害時の想定ダメージは？防護柵は根本的な崖崩れ対策でないこと。
- ・桜の木を残してほしい（景観維持の為）
- ・防草シートはどうか
- ・防護柵以外の別案の立案
- ・今後は全員参加型で解決を図ってもらうこと
- ・住民参加の合同検討会の開催の要望

今後崖面对策の予定

測量（4月）→地質調査（未定）→設計（未定）

測量については別案にしても、測量する必要がある為 実施予定。

その後に関しては協議して決めて頂くように口頭で要望済み。

2021年5月吉日

大阪府住宅まちづくり部
住宅経営室
施設保全課 施設管理グループ
総括主査 木田 有紀 様

赤坂台3丁南自治会
斜面对策選任者 永田 旬人

平素は府営赤坂台3丁住宅敷地内の斜面安全対策にお取り組みいただき有難うございます。従来は当自治会前会長が対応しておりましたが2月より私が新会長、自治会員承認の上、本件担当となりましたので宜しくお願いします。

さて、前会長が木田様宛2020年11月3日付文書(資料1)にて要望を提出していますが未だ回答をいただけていないようですので、改めて計画に反対し、諸点要望いたします。

1. 大阪府案の防護柵建設への反対理由

- ① 防護柵で根本的な崖崩れ対策にならない
- ② コンクリート壁は美的景観を損なう
- ③ 長さ240m、高さ2.6mのコンクリート擁壁は相当コストがかかると思う
自治会がコスト負担しないとは言え、府民税を払っている住民の立場として懸念し、納得がいかない
- ④ 崖地上の府営住宅棟対策の観点がない
風水害による土砂崩れの危険はもとより、いつ来てもおかしくないと言われている東南海地震等大地震対策の観点が欠如している。
大地震が発生すれば崖地上の府営住宅は崖下に落下します。むしろこのことの方が一層甚大な被害を崖地に面した住民に及ぼします。
- ⑤ 防護柵が施工されると、より一層雑草やゴミなどの処理をしなくなり、状態が悪化する。

2. 要望点

- ① 自治会住民も計画案策定議論に参加し、関係者が納得のいく解決策を見つけていただきたい。

府の方から住民が考える対案を出してほしいと言われても、我々に予算額も開示されず、住民に土木、公園、造園の専門知識を持ったものがないため、迅速に対案を出すことは不可能です。

一方、住民、納税者の観点から無駄を省き、景観重視もしたアイデアは出せます。

先日 TV で東日本大震災から 10 年を迎える宮城県女川町復興のドキュメンタリー番組を見ました。国が海岸に沿って超大コンクリート堤防を計画していたが、住民は①美しい海岸・景観が破壊される②女川港の活力を復活させたい。と要望、その後住民を含めたすべての利害関係者が参加した協議が進み、コンクリート堤防を断念し、海岸線には手を付けず、港の機能維持・発展、住民は命を優先して高台に移転という結論を全員納得のうえ導いたとのことでした。

私たちの崖地危険除去についても女川町のような全員参加型で解決を図るべきと考えます。

大阪府住宅まちづくり部 住宅施設課 施設保全課グループ に加えて
府営住宅建て替え計画担当部署担当者
赤坂台 3 丁南自治会住民
参加の合同検討会の開催を要望します。

- ② よって結論に達するまでは、近々開始予定の地質調査以降の工程時期を延長していただきたい。

なお当文書写しは大阪府議会議員 西林克敏様にも手交しております。

添付 参考資料1
参考資料2

以上